

# OU-SPRING 募集に関する FAQ

## 1. 採用人数

Q 1-1	今後の募集人数の見込みについて知りたい。
A 1-1	今後の募集人数は採用状況によって変わりますので、現時点で明確な人数はお答えできません。基本的には、毎年度 1 年次は 30 名程度、2 年次以上は若干名の新規採用を予定しています。詳細は当該年度の募集要項に記載している申請資格をご確認ください。
Q 1-2	採用人数について、研究科ごとに枠数は決まっているか。
A 1-2	研究科ごとの採用人数は定めていません。

## 2. 申請資格

Q 2-1	年齢制限はあるか。
A 2-1	年齢制限はありません。ただし、定年退職後に博士後期課程に入学した学生等も対象となりますが、優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨に鑑みて対象者を選抜します。
Q 2-2	他大学からの進学者も対象となるか。
A 2-2	対象となります。
Q 2-3	留学生は応募可能か。
A 2-3	応募可能です。ただし、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生及び本国から奨学金等の支援を受ける留学生は応募不可となります。本事業の目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」等の観点を適切に踏まえて審査を行います。また、支援開始時点で渡日できていない方については、渡日後から支援開始となります。
Q 2-4	「生活費相当として十分な水準の安定的な収入を得ている学生」は対象外とあるが、定期的なアルバイトで基準以上の年収を得ている場合は応募可能か。
A 2-4	安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入（RA・TA 業務含む）については、その額を問わず支援の対象となります。よって、研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。ただし、収入が 240 万円/年を超える場合は、アルバイトの場合でも収入見込額証明書を提出してください。 他方、明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケース

	については、受給できない場合もあるため、個別に OU-SPRING 事務局へお問い合わせください。
Q 2-5	応募時点では年額 240 万円を超える収入があるが、受給を開始する年度の収入は年額 240 万円を超えない見込みである場合は応募可能か。
A 2-5	応募可能です。ただし、収入見込額証明書の提出が必要となります。
Q 2-6	社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額を受給可能な制度があるが、これを受給していない場合は対象になるのか。
A 2-6	本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、所属企業等から生活費相当額（他の事業等を踏まえ、240 万円/年を基準とする）を受給可能な制度がある場合は、原則として対象となりません。考慮すべき事情等がある場合は OU-SPRING 事務局にご相談ください。
Q 2-7	応募条件の収入は給与収入と総所得額のどちらか。
A 2-7	給与収入（額面、諸手当込みの金額）です。
Q 2-8	OU-SPRING 申請時に日本学術振興会の特別研究員等へ重複して申請することは可能か。
A 2-8	可能です。申請書にその旨を記載してください。ただし、同時受給はできませんので、どちらも採用された場合は、どちらか一方を選択していただくこととなります。日本学術振興会の特別研究員等の採否について判明次第、速やかに OU-SPRING 事務局にご連絡ください。
Q 2-9	OU-SPRING 受給中に日本学術振興会の特別研究員等へ申請することは可能か。
A 2-9	可能です。ただし、同時受給はできませんので、採用された場合は、OU-SPRING を辞退していただくこととなります。日本学術振興会の特別研究員等の採否について判明次第、速やかに OU-SPRING 事務局にご連絡ください。
Q 2-10	その他学外の給付型奨学金との併願は可能か。
A 2-10	本事業は「博士後期課程学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、給付型奨学金とは性質が異なることから、併願可能です。なお、申請書には参考情報としてその旨を記載してください。判断に迷う場合は、OU-SPRING 事務局まで個別にお問い合わせください。
Q 2-11	休学中の学生は応募可能か。
A 2-11	受給を開始する年度に復学予定であれば応募可能です。ただし、研究奨励費及び研究費は復学後からの支給になります。なお、休学期間は標準修業年限から控除されます。
Q 2-12	OU-SPRING 申請時点で進学希望の研究科の選抜試験を未受験の場合でも申請可能か。

A 2-1 2	選抜試験受験予定者も対象となりますので応募可能です。ただし、OU-SPRING に採択となったとしても、当該研究科への入学が認められなかった場合は、受給資格を喪失いたしますのでご注意ください。
---------	--

### 3. 支給額等

Q 3-1	研究奨励費（生活費相当）と研究費の支給額はいくらか。
A 3-1	研究奨励費は年額 220 万円、研究費は年額 40 万円を支給します。
Q 3-2	収入が年額 240 万円を超えているが、研究奨励費（生活費相当）は受けず、研究費のみ受給することは可能か。
A 3-2	研究奨励費または研究費のいずれかのみを受給することはできません。
Q 3-3	研究奨励費（生活費相当）は所得税、住民税の対象となるか。
A 3-3	研究奨励費は雑所得として扱われますので、所得税、住民税の課税対象となります。必ず各自で確定申告が必要となりますのでご注意ください。なお、確定申告に必要な支給調書は OU-SPRING 事務局で作成の上、原則として 1 月中に前年分を対象者へお送りします。
Q 3-4	OU-SPRING 対象者となった場合、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるか。
A 3-4	研究奨励費は税法上雑所得として扱われることを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者にお問い合わせください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署にお問い合わせください。

### 4. 支給期間等

Q 4-1	支援期間は博士後期課程または博士課程修了までか。
A 4-1	原則として、採用から標準修業年限修了までとします。ただし、ライフイベント等による休学期間については、標準修業年限から控除されます

### 5. 申請書類

Q 5-1	申請書類はどのように提出すれば良いか。
A 5-1	電子データ（PDF ファイル）を募集要項に記載している OU-SPRING 事務局のアドレスへお送りください。
Q 5-2	申請書は英語で記入して良いか。
A 5-2	英語で記入いただいて構いません。英語版の申請書も準備しておりますので、各年度の公募ページからダウンロードしてください。
Q 5-3	申請書の様式（フォント、レイアウト等）は変更して良いか。

A 5-3	ポイント数とページ数以外は、指定はありません。研究内容等については、図表等を用いて専門外の人にも分かりやすく記述してください。
Q 5-4	申請書の「他の奨学金等の受給状況」欄には、日本学生支援機構についても記載する必要があるか。
A 5-4	参考情報として記載してください。なお、この情報は審査に影響を与えるものではありません。
Q 5-5	申請書の「他の奨学金等の受給状況」欄には、貸与型の奨学金も記載する必要があるか。
A 5-5	参考情報として貸与型である旨も併せて記載してください。なお、この情報は審査に影響を与えるものではありません。
Q 5-6	申請書の研究計画の記載期間はいつからいつまでか。
A 5-6	博士後期課程または博士課程に在籍期間中の研究計画を記入してください。
Q 5-7	収入見込額証明書はどのように提出すれば良いか。
A 5-7	雇用主に記載・捺印してもらったものをスキャンしてデータ化し、募集要項に記載している OU-SPRING 事務局のアドレス宛てに、申請書と一緒に送りください。
Q 5-8	収入見込額証明書は社会人学生以外も提出する必要があるか。
A 5-8	社会人学生の方と、年額 240 万円以上のアルバイト収入がある方は提出してください。判断に迷う場合は OU-SPRING 事務局にご連絡ください。
Q 5-9	現在は在職中だが、年度末には退職予定のため、収入見込額証明書の提出が困難な場合はどうすれば良いか。
A 5-9	支援開始時点（次年度 4 月）時点で退職済みの場合、収入見込額証明書の提出は不要です。ただし、収入確認のため、所得証明書等の提出を求める場合があります。
Q 5-10	申請時から研究開始（次年度 4 月）までの間に研究計画が変更する可能性がある場合はどうすれば良いか。
A 5-10	その可能性も含めて申請書に記載してください。また、採用後に研究内容が変更となった場合は変更申請書を提出いただきますので、OU-SPRING 事務局までご連絡ください。

## 6. 審査関係

Q 6-1	審査は各分野を専門とする方が実施するのか。
A 6-1	書面審査及び面接審査は、専門分野以外の方も実施します。専門分野以外の方にもわかりやすくご自身の研究内容を簡潔に記入・説明してください。

Q 6-2	面接審査の実施方法は対面かオンラインか。
A 6-2	原則としてオンラインで実施します。
Q 6-3	面接審査について、英語での面接は可能か。
A 6-3	可能です。
Q 6-4	面接審査の内容はどのようなものか。
A 6-4	一人当たり 10 分程度で、3 分程度のプレゼンと質疑応答を実施予定です。 具体的な内容についてはお答えできませんのでご了承ください。
Q 6-5	生計を一にしている者（両親、配偶者等）の収入は審査に関係するか。
A 6-5	申請者ご本人以外の方の収入は考慮いたしません。

## 7. その他

Q 7-1	対象者となった場合、短時間のアルバイトや TA・RA の実施は可能か。
A 7-1	研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。
Q 7-2	支援対象学生と大学間に雇用関係は生じるのか。
A 7-2	雇用関係は生じません。このため、社会保険、年金等のご自身の手続き・管理が必要です。
Q 7-3	修了後の進路の制限はあるか。例えば、日本国外の研究機関や日系企業への就職も可能か。
A 7-3	本フェローシップの目的である「我が国の科学技術・イノベーション創出を担う研究者の養成」に合致するのであれば、特に進路の制限はありません。